

インド U.P. 州 1950 年土地改革法について

United Provinces Zamindari Abolition and Land Reforms Act, 1950.

Lucknow, Govt Press, 1960, 492 p.

まえがき

第2次大戦後、1946年にふたたび政権を獲得したインド国民会議派は、ただちに年来の公約であったザミンダーリー廃止のための措置を講じた。最初にとられた措置は「立法議会は、耕作者と国家との間に介在する中介人に関わる、この州のザミンダーリー制度廃止の原則を承認し、そのような中介人の諸権利が補償金を支払って取得されるべきこと、また政府がこの目的のための案を準備する委員会を任命すべきことを決議する」(註1)という1946年8月8日にウッタル・プラデシュ州立法議会において採択された決議にもとづき、同州政府がザミンダーリー廃止委員会を任命したことであった。この委員会は、小作人への所有権の賦与、ザミンダールたちに対する補償金の評価および支払い方法、新しい土地保有制度の下における諸権利の内容、程度の確定、地租の査定およびその徴収方法等について、政府に勧告することを要請された。同委員会は、慎重な討議を重ねた後、1948年8月にその報告書を政府に提出した。政府はその諸勧告にもとづいて作成した「ザミンダーリー廃止および土地改革法案」を、1949年7月7日に立法議会に提出した。その法案は1951年1月16日に州立法議会を通過成立して、同24日にインド連邦大統領の承認を得たが、ザミンダールたちの行動によって、施行はさらに1年半遅らされた。すなわち同法が成立するや否や、ザミンダールたちは、それを違憲として、アラハバード高等裁判所に提訴し、そこで合憲であるとの判決が下されると、さらにインド連邦最高裁判所に上告した。インド連邦中央政府は、ザミンダーリー廃止のための憲法上の障害を除去するために、憲法を修正し、その後最高裁判所はアラハバード高等裁判所の判決を支持したので、同法は、州立法議会によるザミンダーリー廃止決議採択以来約6年後の1952年7月1日に、効力を発して、施行されることになった。

以上のような経過をたどって成立した、1950年ウッタル・プラデシュ・ザミンダーリー廃止、および土地改革法は、2部12章344条から成るものである。第1部におい

ては、ザミンダーリー廃止とその結果、ザミンダールに対する補償金の評価および支払い方法等が規定され、第2部では、新しい土地制度の運営の仕方が定められている。

同法の構成は次の通りである。

第1部

第1章 前文

第2章 中介人の権利の取得とその効果

第2-A章 保有権不在財産

第3章 補償金の評価

第4章 補償金の支払い

第5章 再生補助金

第6章 鉱山および鉱物

第2部

第7章 ガオン・サマージおよびガオン・サバー

第8章 保有権

保有権の種類

ブーミダラーリー権の取得

土地の利用ならびに改良

譲渡

細分化の阻止

相続

分割

明渡し、放棄、消滅および取得

追立

地代

雑則

第9章 アディヴァーシー

第9-A章 アディヴァーシーへのブーミダラーリー権の賦与

第10章 地租

地租

地租の徴収

第11章 協同組合農場

第12章 雑則

付 表

以下

I 旧土地制度の新土地制度への再編成

1. 旧土地制度と新土地制度
2. 補償金ならびに再生補助金

- (1) 補償金
- (2) 再生補助金

II 新土地制度

1. ガオン・サマージおよびガオン・サバーの役割
り
2. 保有権
 - (1) プーミダリー
 - (2) シールダリー
 - (3) アサーミー
 - (4) アディヴァーシー
 - (5) 土地の移転
3. 地租行政
4. 協同組合農場

の順に、主な条項を紹介するとともに、必要な注釈を付すことにしたい。

(注1) “Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee”, Allahabad, Govt. Press, 1948, Vol. 1. p. xi (以下 Z. A. C. report と略記する)

I 旧土地制度の新土地制度への再編成

1. 旧土地制度と新土地制度

1950年ウツタル・プラデシ・ザミンダリー廃止および土地改革法第2章において、1775年にアウドのナワブによってバナラス地域を譲渡されたのにはじまり、1856年アウドの併合をもって、現在のウツタル・プラデシ州の全域を支配下においたイギリスのインド政府が、その土地政策の原則とした近代的私有財産制とインド古来の土地共同所有制との融合・妥協から生じた複雑な旧土地制度をどのようにして新しい土地制度に編成し直すかが、取り扱われている。

第4、5条は、同法の発効後、州政府が公報に公示する日をもって同法の施行されることを規定しているが、それは先に述べたように、1952年7月1日であった。この日付は以下において帰属日と称される。

帰属日をもって、土地(耕作可能および不毛)、林地、村落境界内外の森林、(村落居住地、保有地または林地の立木以外の)立木、漁場、貯水池、水路、石切場、道路、住居地、ハット、バーザール、メラーを含むすべての地所、および開発・未開発を問わず、もしあるとす

れば、そのような地所内にある鉱山鉱物に対する権利を含め、地下に対するすべての中介人のすべての権利および権益が、すべての債務を免れて州政府に帰属する(第6条)。それに応じて、その権利が州政府によって取得されなければ、中介人に支払われるべきであった地代、諸公課、村税およびサヤールは、帰属日以降、中介人ではなく、州政府に帰属し、それに支払われるべきである(同条(c)(i)項)。

ここで中介人というのは、所有者、下級所有者、副所有者、テカダール、アウドの永代借地人、および永代保有権所持者を意味すると、第1章前文の用語の定義において規定されているが、これらは、先に述べたように、イギリスのインド政府がインド社会に導入しようとして意図した私有財産制の原理とインドの慣習との妥協の結果生じたものであった。

現在のウツタル・プラデシ州を構成する諸地域には、ザミンダリー廃止以前に、第1図のように大別して三つの異なる土地制度が存在していた。最初にイギリスの支配下にはいったバナラス地域(1775年アウドのナワブによりイギリス東印度会社に譲渡する)には、ベンガル州で実施されたザミンダリー永久査定制度が導入された。地租額が永久に固定された点、またその査定の相手方がザミンダールと呼ばれた点では同じであったが、重要な相違点はそのザミンダールがどのような者であったかということにある。ベンガル州のザミンダールは、ムガル統治末期に地方の有力武士階級に属する者、ディストリクトの官吏、地租徴収請負人がしだいに独立して、その地方または管轄区域の封建領主化した者であり、イギリス東印度会社がベンガル州の統治権を獲得するとともに、その領域の所有者と認められ地租査定の相手方となったのであった(注2)。これに対し、バナラス地域でザミンダールと呼ばれる者は、村の地租徴収責任者または土地共同相統団体の代表者であった。アーグラ・アウド連合州(ウツタル・プラデシ州の旧名)において、ベンガル州のザミンダールに該当する者は、後に述べるアウド州のタルクダールであった。

1801年にアウドのナワブにより東印度会社に譲渡された、ガンジス河以東の、アウドの領域を除く地域とサハランプル以北のクマオン地域、および1803年にマラーターとの戦争の結果獲得された、いわゆるドウアープ(2河地帯、ヤムナー河とガンジス河とに狭まれる地域)には、はじめバナラス地域に導入された制度の施行が試みられたが、それまでの経験・調査の結果(注3)、イン



第1図 アーグラ・アウド連合州（現ウッタール・プラデシュ）の土地保有制度

ドに独自の土地制度の実態がしだいに明らかになり、1822年ホルト・マッケンジーの覚書にもとづいて制定された Regulation VII にしたがって、土地共同相続団体を査定相手方とし、かれらの保有地域(マハールと呼ばれた)を査定対象とする、いわゆるマハールワーリー制度が導入された(注4)。またバナーラス地域とは異り、この地域には行政当局者の間における長年の論争を経て(注5)、灌漑、荒地の開墾による将来の地租額の増加を予想して、地租査定額を30年ごとに定期的に査定し直す、一時査定方式が採用された。

1956年に併合されたアウド州には、最初アーグラ州と同じマハールワーリー制が導入されたが、翌1857年のセポイの叛乱において示された、タルクダールたちの民衆に及ぼす政治的影響力を考慮して、州内の政治的安定を維持するために、タルクダールたちを相手方とする、タルクダリー制度が確立された。タルクダールは通常2種類に分けられる(注6)。一つは“純粋”タルクダールと称されるもので、北部インドを侵略したラージプートが、征服した地域の封建的領主として、その領域内の村落共同体を支配していた者である。他は“不純”タルクダール

ルと呼ばれ、アウドのナワール統治末期に、地租徴収を委ねられていた地方の有力者、官吏等が独立した者であった。イギリスのインド政府は、叛乱の鎮定後、すべてのタルクダールの地所をひとまず取得し、改めて叛乱鎮定に功のあったタルクダール、イギリス軍に参加していたインド軍人の有力者（主としてシーク教徒）のあるものに対して、サナド（下賜証）を与えて、タルカーに対する完全な所有権を認めた。これが、ザミンダリー廃止以前にアウド地域に存在していたタルクダールの起源である。しかし、イギリスのインド政府は村落共同体の権益をまったく無視したわけではなく、それがのちに見るようにアウドの土地制度をいっそう複雑なものにした。

所有者というのは、以上に見た地租査定の相手方を指し、バナーラス地域ではザミンダール（単独または共同体のいずれも存在していた）、アージェラ州の土地共同相続団体、およびアウド州のタルクダールのことである。付記しておかねばならぬことは、以上3者が3地域に別箇に存在していたわけではなく、混在しており、ただいずれがより一般的であったかという点で3地域をそれぞれ別箇の名称の土地制度で特徴づけることができるというにすぎないことである。

下級所有者というのは、アウド地域に多く、イギリス統治の下に法的地位の確定されたものである。これは種々の起源を有するものであるが^(注7)、大きく分けて2種類ある。一つは、ブクタダールと呼ばれる者で、他はマタハトダールと称される。前者は、村落共同体が自衛上自発的にまたは強制的にタルカーに併合された後においても、村ザミンダールまたは土地共同相続団体が村に対する所有権を維持し土地台帳にもそのように記録されていた者である。後者は、土地台帳には記録されていないが、アウドがイギリスによって併合された1856年に、事実上所有権を享受していた者と高カーストに属する者で自ら耕作していた土地に対し慣習上所有権を認められていた者である。前者は、タルクダールとの査定の外に、副査定を受ける権利を認められ、かれがタルクダールに納める地代は政府によって直接定められた。後者には副査定の権利が認められなかった。しかし、後者も前者と同じように、土地に対し世襲相続権、譲渡権を賦与されタルクダールはいかなることがあってもその土地を取り上げることができなかった。かれのタルクダールに対する義務は地代を納めることであったが、その額は各下級所有者の起源に応じて異なり、ある者は全然地代を納めず、ある者は地租相当額を納め、またある者は地租相当

額に加えて、その5～80%の間の額を納めていた^(注8)。

副所有者とは、アージェラ州において、査定の相手方となった所有者の権利よりは劣るが、土地に対し永代保有権と譲渡権を有し、それを相手方とする副査定がなされ土地台帳にもその名前の記載されている者である。その中にはまた、バナーラス地域の永久査定に際し、永久に固定された地代をザミンダールに支払うことを条件に、実質的には完全な所有権を享受していたアラジダールおよびグワンハダールといった小作人も含まれる^(注9)。

テカダールとは、所有者の諸権利、特に地代および利益を受け取る権利の請負人または借手である。かれは、所有者、下級所有者、永久借地人のいずれをも相手方として、その土地を保有することができ、貸手に対して地代を支払う義務を負っている。その契約証がテカーと呼ばれるもので、その有効期間中はかれはその貸手のすべての権利を行使することができる。したがって、その性格は2重的で、かれは貸手に対しては小作人の立場にあり、小作人に対しては所有者としての立場に立っている。テカダールの権利は個々の契約証によって異なるが、ある場合には永代保有権および譲渡権を含んでいる。1939年連合州小作法によって、テカーの期限は10年または査定の有効期間に制限された^(注10)。

アウドの永代借地人とは、タルクダールの下において世襲的ではあるが、譲渡不可能な貸借契約を保持しているもので、1901年連合州地租法第32条(b)および(c)項にもとづいて、その名前が土地台帳に記録されている者であった^(注11)。

永代保有権保持者は、バナーラスの永久査定に際して生じたもので、分類上は小作人とされているが、下級所有者の性格を備えている。すなわち、かれは永代に固定された地代率でもって、ザミンダールと耕作者たちとの間に介在する中介人として、その保有する土地に対し、永代保有権および譲渡権を有していた。土地を保有・管理し、地代および利益を受け取るかれの権利は無制約のものであった。かれは土地を小作に出したり、改良を施したり、また土地といかなる目的にも利用する権利を有しており、ザミンダールはかれの土地を取りもどす権利を有していなかった^(注12)。

ザミンダールまたは中介人と呼ばれる者には、以上のように所有権の内容、程度を異にする種々の者が含まれており、イギリスのインド政府は、最終的には、所有者すなわちバナーラス地域のザミンダール、アウド州のタルクダール、アージェラ州の土地共同相続団体を相手方と

して、かれらの地所（1カ村内の一部から数10カ村、数100カ村に及ぶ異なる規模を有していた）を対象として、地租を査定したのであった。このような中介人は、一方では、イギリス統治下において導入された一応近代的な土地所有関係において地主の立場にあったが、他方では、植民地統治の経費節約という目的のために、政府行政機構の末端機関としての役割りをも負わされていたので、かれらは地代を徴収してその一定割合を地租として地租当局に納付するばかりでなく、自分の地所内における諸公課金を徴収し、その一部を手数料として受け取っていた。また村の共同出費のために村税を賦課徴収することができた。さらに村の共有地からの所得（サヤール）もかれらに帰属していた。1939年連合州小作法によれば、サヤールとは、森林・漁場からの産物採取および人工灌漑源からの水の利用に対して、小作人または許可受人によって支払われるすべてのもの^(註13)と定義されている。それは大別して、地租の査定に際して考慮に入れられるものとそうでないものとの2種類に分けられる。前者は果実、または魚のような天然産物から得られる所得を含む。後者には、れんが焼場地代、村落住居地の地代、穀物の衡量手数料、ハット(村の定期市)、バーザール(村の定期市でハットより大きく、通常恒久的建物がある)、メラー(祭日の際の市)の貸貸、菜園、採炭場等からの収入が含まれる^(註14)。

これらの所得源は、所有権に随伴するものであり、第6条の規定にしたがって、中介人の土地に対する権利が州政府に帰属すると同時に、それらもまた州政府に帰属することが、c(i)項によって規定されたわけである。

サヤールとの関連において、1946年8月8日、すなわちザミンダリー廃止決議の採択された日以降、放牧、森林・漁場からの産物採取について、中介人と他の人との間に結ばれた契約はすべて無効と見なされる(第8条)。

ただし、私的に利用されている井戸、立木および建物には、第6条の規定が適用されない。すなわち第9条の規定によると、村に居住していると否にかかわらず、中介人に属するまたは小作人その他の人によって保有されている地所内の住居地にあるすべての井戸、立木およびすべての建物は、中介人または小作人その他の人に属したはかれによって保有され続け、井戸の敷地およびそれに付属する土地にある建物は、定められる条件で州政府によってかれと査定されたものと見なされる。

ついで、中介人の排他的保有権の認められていたシールおよびフトカーシト、またその他の土地に対する中介

人の権利が、小作貸出、テカーまたは抵当入れによって一時的に他の人に移転していた場合に、新しい土地制度の下において、その保有権はいずれの側に属せしめられるべきかの規定に移る。

シールとは、イギリス統治以前のインドにおいては、地租徴収の報酬として、村の所有者または、土地共同相続団体によって、地租免除で保有されていた土地であった。また後年、村落共同体がなんらかの理由により、タルカーに併合されたときに、タルクダールはかれらの自作地に対して特別権利をかれらに認める慣行があった。それは、なんらかの理由によって他人に譲渡された場合でも、その土地の占有権は旧所有者に属し、かれは一般の地代率よりも低い地代率でもって、それを占有し、耕作を継続することができた。これらの特権は、イギリス統治の下においても維持され、シールの地租査定に当たっては、その元になる総地代額算定のために、一般に適用される地代率よりも25%低い率が用いられ、また小作に出されている場合には、その期間がいかにも長くとも小作人は占有権を取得することができなかつた。また、さらに所有者がなんらかの事情によって、それを他人に譲渡した場合には、かれは新しい所有者の下で旧所有小作人^(註15)として、一般の地代率より25%低い旧所有地代率でもって、その土地を継続して耕作することを法的に認められた。

イギリス統治下において、シールとして認められたのは次のような土地であった^(註16)。

1873年の北西州(アングラ州の旧名)地代法によって、それ以前の査定においてシールと記録されていた土地はすべてそのようなものとして認められ、それに加えて、所有者が今後12年間継続耕作する土地をシールとして認めると規定された。アウド州においては、1921年に耕作者の大部分を占めていた一時小作人を、10年ごとの地代改訂を条件とする終身小作権をもつ法定小作人にする代償として、また所有者自身による自家経営の促進・拡大という目的をももって、シールの大幅な増加措置が採られた。すなわち、1921年アウド地代(修正)法にしたがって、同法施行時にシールと記録されていたすべての土地に加えて、所有者または下級所有者によって耕作されており、同法施行前年度にフトカーシトと記録されていた土地すべてがシールとして認められた。また将来においては、所有者または下級所有者によって10年間継続して耕作されるフトカーシトはシールとして認められると規定された。ただし、シールの面積に最高限度が課さ

れ、所有者の所有地総面積の10%以下に抑えられた。

アングラ州においても、1926年アングラ小作法において同様の措置が採られ、同法施行時にシールとして記録されていた土地に加えて、1925～26年度にフトカーシトとして記録されていた土地がシールとして認められた。さらにアウドの場合と同様に、将来の10年間継続耕作によって、シールを取得することが認められた。所有地総面積に対するシールの面積の割合は、マハールの面積が30エーカー以下の場合にはその50%まで、30エーカー以上600エーカー以下の場合には15エーカーに加えて、15エーカーを超過する面積の15%まで、600エーカー以上の場合には100.5エーカーに加えて、100.5エーカーを越える部分の10%までがシールとして取得され得ると認められた。

しかしこの結果は、政府の意図したような所有者による自家経営の拡大ではなく、いかなる場合でも小作人に占有権の帰属しないシールの小作貸出の増加という事態を招いた。そのため、1937年にはじめて州政権を獲得した国民会議派は、以前の2法のシールに関する規定に大幅な修正を加えた。すなわち1939年連合州小作法により、所有者は、査定地租額年間250ルピーを規準にして、それ以上を納付する大所有者とそれ以下を納付する小所有者に分けられ、そのおのおのについて次のように別箇のシール規定が設けられた。

(1) 1921年アウド地代(修正)法、1926年アングラ小作法にもとづいて、大所有者によって取得されたシールはシールたることをやめる。

(2) 上記2法の施行前後に小所有者によって取得されたシールは、現法の下においてもシールとして認められる。

(3) 上記2法の施行以前に取得され、小作に出されていない大所有者のシールは、面積の大小のいかんにかかわらず、シールとして認められる。

(4) ただし、所有者によって耕作されているシールと小作に出されているシールとの合計面積が50エーカー以上であり、そのうち後者が50エーカー以下の場合には、自家耕作分のシール全体と小作に出されているシールのうち、前者と合わせて50エーカーに達する部分が、現法の下においてシールとして認められる。

(5) 自家耕作および小作に出されているシール合わせて、50エーカー以下の場合には、その全部がシールとして認められる。

(6) 大小いづれの所有者も将来はシールを取得するこ

とができない。

このような措置の結果、シールとして記録される土地面積の相対的割合の減じたことは章末の表に明らかである。

現ザミンダリー廃止および土地改革法においても、上述の大小所有者の区別が採用され、帰属直前日に、年間地租額250ルピー以上に評価されている、または地租の評価がまったくなされていない場合には、地方地代率で評価された額が250ルピー以上である中介人(または下級所有者、副所有者または永代保有権所持者の場合には、かれによって支払われる地代が年間250ルピー以上)のシールとして記録されている土地のすべての小作人は、上述の日をもってかれによって支払われている地代率でもって、世襲小作人と見なされる。そのようなシールは、第18条の目的のためにシールとは見なされない。

ここでいう世襲小作人とは、先に触れた1939年連合州小作法によって創設されたもので、アウドにおいて1921年アウド地代(修正)法により、アングラにおいては1926年アングラ小作法により設けられた、終身占有権を有する法定小作人の全部とその他若干の小作人の小作権安定のために、国民会議派政府によって導入された。かれらの地代は、地租査定の際に適用される標準地代率決定の規制にしたがって、地租当局によって増額されることになっていった。シールの小作人が世襲小作人と見なされる、という意味は第19条において明らかになる。

ただし、この場合の例外は、その地主が女子、幼児、狂人、白痴、盲目またはその他の肉体的不具のために耕作できない人、インド連邦陸海空軍に勤務している人である場合で、この場合には上の規定の適用が免除される。また、シールまたはフトカーシトが、その所有者によってある人に生活維持手当てとして割り当てられている場合には、そのような人は生活維持手当権の存在するかぎり、その土地を保有する権利を有するアサーミーとして認められる(第11条)。

ついで、第12条はテカダールの権利確定に関する規定である。1950年5月1日に、土地がテカダールによって個人的に耕作されており、テカーがそのテカダールによる個人的耕作を目的としてなされた場合には、かれはその土地を保有する権利をもつ世襲小作人と見なされ、もしかれが上述の日以降に追い立てられたならば、かれは世襲地代率で支払う義務を負う世襲小作人として、保有地を取りもどすことができる。ただし、その保有地が個人的に耕作されていなかった場合には、

(1) もしそれがテカーの授与日に貸手のシールまたはフトカーシトであって、第18条の目的のために帰属直前日に貸手のシールまたはフトカーシトとして認められるならば、テカダールは帰属日以後、帰属直前日に適用される世襲地代率で地代を支払う義務を負うアサーミーとなり、テカーの未満期間または帰属日以後5カ年間のうち、いずれか短いほうの期間、その土地を占有することができる。

(2) もしそれがテカー授与日に貸手のシールまたはフトカーシトでなかったならば、

(i) その面積が30エーカー以下の場合には、世襲小作人として保有され、(ii) その面積が30エーカー以上の場合には、30エーカーまでは世襲小作人として保有され、

残余は借手のない土地と見なされ、テカダールはその土地から追い立てられる。

第14条においては、抵当権者保有地の場合について規定されている。その土地が抵当権者によって、帰属直前日に個人的に耕作されていても、その土地が抵当設定日に抵当設定者のシールまたはフトカーシトであったならば、それは第18条の目的のために抵当設定者または同人の合法的代理人のシールまたはフトカーシトと見なされる。もしそれが、抵当設定日に抵当設定者のシールまたはフトカーシトでなかったならば、抵当権者は帰属日から起算して6カ月以内に(U. P. Land Tenures—Removal of Difficulties—(Third) Order, 1953により1カ年に延長された)州政府に対して、帰属直前日に適用される世襲地代率で算定された地代の5倍相当額を支払うことにより、上記の地代率でもって世襲小作人として保有していたものと見なされる。ただし、もし抵当権者が定められた期間内に上記の額を支払わない場合には、同人はその土地に対するすべての権利を失い、それは借手のない土地と見なされて、ガオン・サバーまたは徴収官の告訴によって、かれは追い立てられる。

ついで、規定は土地共同相続団体^(注17)の場合に移る。共同体の構成家族はおのおのの分与権(share)にもとづいて、土地を保有していたが、家族人員数の差から利用し得る労働力に差が生じ、ある家族はその分与権以上に土地を保有し、他の家族は少く保有するという事態が生じがちであった^(注18)。そのため、共同相続人各人の分与権に応ずる土地を区画することが必要であった。第15条はそれに関する規定である。帰属直前日にテカダール以外の中介人が他の者たちと共同でかれに属する地所また

は諸地所において、当該地所または諸地所におけるかれの比例分与権を超過して、土地を個人的に耕作しているか、または(第10条および第16条の規定にしたがい世襲保有権の帰属する土地およびパッター・ダワーミーまたはイスタムラーリーにもとづいて保有されていた土地以外の)シール、フトカーシトまたは中介人林地として保有していた場合には、所定当局がそのような中介人の分与権に比例する土地を区画する。このように区画された土地のみが、第18条の目的のために、かれのシールまたはフトカーシトまたは中介人林地と見なされ、かれの分与権を超過して保有されていた土地は、第19条の目的のために、かれにより、帰属直前日に適用される旧所有地代率でもって地代を支払う義務を負う旧所有小作人として保有されていたものと見なされる。

第16条においては、上級権利すなわち所有権の及んでいない土地のうちのあるものの占有人は世襲小作人と見なされるという規定である。

帰属直前日に中介人のシールであっても、パッター・ダワーミーまたはイスタムラーリー(所有者の私的理由により永代保有権を与えた契約証)にもとづく小作人によって保有されていた土地は、第18条の目的のために、その中介人のシールとは見なされない(第17条)。

以上のように、中介人の諸権利が一時的に移動している種々の場合について、それらの帰属をどのように確定するかを規定したのち、第18条から第20条までの4条項において、ザミンダーリー廃止以前の土地制度をどのように新しい土地制度に再編するかが示される。

第18条

- (1) 第10、15、16および17条の諸条項を条件として、
- (a) 中介人によってシール、フトカーシトまたは中介人林地として所有されていた、または保有されていた、あるいはまた保有されていたと見なされる、
- (b) アウドの永代借地人によって林地として、または個人的に耕作されて保有されていた、
- (c) 固定地代率小作人または地代免除被贈与者によって保有されていた、
- (d) 売買により保有地を譲渡する権利をもつ、(i)占有小作人、(ii)世襲小作人、(iii)パッター・ダワーミーまたはイスタムラーリーにもとづく小作人、によって保有されていた、
- (e) 林地保有者によって保有されていた、
- すべての土地が、帰属直前日に、そのような中介人(借人、小作人、被贈与者または林地保有者)を相手方とし

て、州政府によって査定されたものと見なされ、かれはこの法の諸条項にしたがって、ブーミダールとしてその所有を継続する、または取りもどす権利を与えられる。

(2) 1949年連合州農業借地人(特権取得)法の第3条または第3-A条(2)項で規定されている種類に属し、保有地またはその一部に関連して、同法第6条に述べられている宣言を与えられたすべての者は、その宣言が取り消されなにかぎり、宣言がなされ、今なお有効である保有地またはその一部に関して、ブーミダールとなる。

ここに言及されている、連合州農業借地人(特権取得)法というのは、ザミンダーリー廃止法案の骨子がほぼ明らかになったときに、地主による土地の取り上げを未然に防ぐためと、地主に対する補償金の財源を確保するために、一括払いの場合には当時の地代の10倍、年賦払いの場合には12倍相当額を支払うことにより、小作人がその保有地またはその一部の所有権を獲得することができると規定したものであった。

したがって、ブーミダールには、旧中介人が自動的に転化したものと、いわば所有権を買い取った者との2種類あることになる。

第19条

帰属直前日に、

(i) アウドの特別条件で保有する小作人、(ii) 旧所有小作人、(iii) 占有小作人、(iv) 世襲小作人、(v) 割引地代率での被贈与者、(vi) 1939年連合州小作法第30条第5節にもとづいて出された通達に明示されている茶園の非占有小作人、(vii) 1939年連合州小作法第47条第4節で言及されている又小作人、によって保有されていた、または保有されていたと見なされるすべての土地、(ix) 第17条で言及されたパッター・ダワーミーまたはイスタムラーリーにもとづいて保有されていたすべての土地は、第18条(1)節(d)項に規定されている場合を除き、そのような人を相手方として州政府によって査定されたものと見なされ、この法の諸条項にしたがって、第18条(2)節で言及された場合を除き、シールドールとして保有を継続または取りもどす権利をもつ。

この条項の中で、第(viii)項、林地保有者とあったのが1952年ザミンダーリー廃止および土地改革(修正)法によって、除去され第18条(e)項に移された。

第20条

(この条項は1952年ザミンダーリー廃止および土地改革(修正)法によって全面的に修正された)

帰属直前日に、この法の諸条項にしたがって、

(a) (第19条(ix)節で言及されたまたは第10条の諸規定にしたがって世襲権を取得する小作人以外の) シールドールの小作人、

(b) 1947年連合州小作(修正)法の第27条第3節または1939年連合州小作法の第47条第4節において言及されている又小作人以外の、林地以外の又小作人、

または、

(c) (i) 1901年連合州地租法第4章にもとづいて改訂された、またはある地域の年間登記の修正のために、州政府によって特別に任命された官吏により修正された記録に記載されており、1947年7月1日以降その土地を保有しており、または帰属直前日に1947年連合州小作(修正)法の第27条第1節(e)項にもとづいて、保有を再取得する権利を与えられた、(ii) 1901年連合州地租法第32条(e)節にもとづいて準備された1356農業年の権利記録に記載されており、上記の日にその土地を保有していた、

(第16条の適用される土地以外の) 土地の占有者として記録されている人。

帰属直前日に、この法の諸条項にもとづき、上のような人であった、またはそうであると見なされるすべての人は、第18条(2)節にもとづいてその土地のブーミダールとならなかった場合には、その土地のアディヴァーシーとして、この法の諸条項にしたがって、その保有を継続または再取得する権利を与えられる。

第21条

(a) 中介人の林地の非占有小作人、

(b) 林地の又小作人、

(c) 1947年連合州小作(修正)法の第27条第3節の留保条件において言及されている又小作人、

(d) 第18条第1節の(b)~(e)項または第19条(i)~(vii)および(ix)項において言及されているいずれかの種類に属する人の抵当権者、

(e) 放牧地または水によっておおわれ、シンガラまたはその他の栽培の目的のために利用されている土地または河床にあり、偶然または臨時的耕作のために利用されている土地の非占有小作人、

(f) 州政府により、タウンギヤ栽培(植林を目的とする樹木の植え付け)を意図されている、またはそのために留保されていると公報に公示された土地の非占有小作人、

(g) 州政府が公報に公示して、移動または不定耕作地

帯の一部であると宣言した土地の小作人、

(h) 女子、幼児、狂人、白痴、盲目またはその他の肉体的不具のために耕作できない者、その父が上のいずれかの理由で耕作できず、自身が25歳以下で教育を受けている者、インド陸海空軍に勤務している者、留置または投獄されている者のシールの小作人、

はその土地のアサミーと見なされることになる。

以上のように、新しい土地制度の下においては、ブーミダリー、シールダリー、アディヴァーシー、およびアサミーの4種類の保有権が存在することになる。そのおのおのの権利の内容、程度については、IIにおいて説明することにして、ここでは旧土地保有制度の下における種々の小作権について述べることにする。

旧所有小作人、世襲小作人については、先にすでに言及したので、以下固定地代率小作人、占有小作人、地代免除被贈与者、割引地代率被贈与者、アウドの特別条件で保有する小作人について注釈する。

固定地代率小作人とは、バナラス地域に見出される者で、ザミンダリー制度が導入される前に、村落においてフトカーシト・カディムと呼ばれる在村の世襲的耕作者であって、慣習にしたがってその耕作する土地の占有権を享受していた者である。このような小作人に対して、1859年ベンガル小作法が適用され、かれは永代に固定された地代率でもって土地を保有し、ザミンダールからパッター(貸借契約証)を受け取る権利を認められた。同法はまた、同法施行以前20年間、固定地代率でもって土地を保有していたことの明らかな者にも、その地代率での永代保有権を認めた。かれと永代保有権所持者との相違点は、(1)前者が後者のように、所有者と耕作者との間の中介人ではないこと、したがってかれから土地を借りるものは又小作人と見なされた、(2)前者の地代は、後者のそれがいかなる場合にも増減額が認められなかったのに対し、沖積または流出による土地面積の増減に応じて増減の認められたことであった。その他の点では、かれは永代保有権所持者と同じ権利を享受していた(注19)。

地代免除または割引地代率での被贈与者というのは、宗教的または世俗的奉仕の提供に対して、ザミンダールによって土地の保有権を贈与された者を指す。地代免除でその与えられた者が地代免除被贈与者であり、地代が固定されており、その額が地租および村税の合計より少ない場合には、割引地代率での被贈与者と呼ばれた。これには権利内容、程度を異にする種々の者が含まれている(注20)。

ついで、占有小作人とはどのような者かという点、アングラ州の占有小作人とアウド州のそれとは起源を異にしている。

イギリス統治以前のアングラ州においては、バナラス地域と同じように、地代を納めているかぎり、在村の小作人は世襲的に土地を保有する権利を有していた。イギリスのインド政府が土地共同相続団体を相手方として地租を査定し、それに完全な所有権を認めたとき、上のような小作人を地主の恣意的追い立てから保護することが必要であると認めて、1859年ベンガル小作法をアングラ州に適用して、12年間同一の土地を継続占有していた者に対し保護を与えた。すなわち、地主の恣意的追い立ては禁じられ、地代額は同法の諸条項にもとづいてしか増額され得ないとされた。1901年アングラ小作法においても同一の規定が採用されていたが、一時小作人に終身占有権を与えて、いわゆる法定小作人を創設した1926年アングラ小作法においては、地主に対するその代償として、12年継続占有による永代占有権の帰属条項を除去して、占有権は地主によってのみ与えられるものと規定された。

アウド州においては、占有権は、その村がタルカーに併合されることにより、それに対する所有権を失い、しかも下級所有権を認められなかった者を保護するために創設された、すなわち1868年アウド地代法にもとづき、イギリス東印度会社がアウドを併合した1956年2月13日以前30年以内に、村内の土地を所有者として保有していたが、当時小作人となっていた者に占有権が与えられた。それ以後はアウドにおいては、いかなる場合にも占有権の帰属が認められなかった。

1939年連合州小作法においては、先に触れたように世襲小作人という新しい階層が創設されて、占有小作人の新たな創設は認められず、以前の諸法の下で占有権を取得した者のみが、そのような者として登録された(注21)。

最後に、アウドの特別条件で保有する小作人とは1886年アウド地代法成立以前に、特別契約または法廷の判決にもとづいて保有していた小作人である。これに含まれるのは、下級所有権を認められなかった旧占有小作人または旧所有者である。かれらの権利、義務はアウドの占有小作人のそれらとはほぼ同じであるが、そのほかに若干の特権を享受している。その土地は世襲相続できるが、譲渡はできなかった(注22)。

その他は、又小作人または一時的占有者である。

最後に、旧土地制度の下において、種々の保有権の下

にどれだけの方がどれだけ土地を保有していたかについて、ザミンダーリー廃止委員会によって集計された統計を示しておく。

また、旧土地制度の下での種々の保有権が新土地制度にどのように再編成されたかの一覧表を原名でもって付しておく。

(注2) Baden-Powell, B. H., *A short account of the land revenue and its administration in British India, with a sketch of the land tenures*, Oxford, 1907, p. 104.

(注3) Baden-Powell, B. H., *Land systems of British India*, Vol. 2, Oxford, 1892, p. 7.

Misra, B. R., *Land revenue policy in the United Provinces under British rule*, Benares, 1942, p. 46.

(注4) Baden-Powell, B. H., *Land systems in British India*, vol. 2, p. 25.

(注5) Misra, B. R., *op. cit.*, pp. 15~40.

(注6) Jafri, S. N. A., "The history and states of landlord and tenants in the United Provinces, India", Allahabad, 1931, pp. 159~64. Misra, B. R., *Ibid.*, pp. 191~7.

(注7) Jafri, S. N. A., *Ibid.*, pp. 165~73. Misra, B. R., *Ibid.*, pp. 201~7.

(注8) Z. A. C. report, p. 159.

(注9) *Ibid.*, p. 160.

(注10) *Ibid.*, pp. 161~2.

(注11) *Ibid.*, p. 161.

(注12) Jafri, S. N. A., *op. cit.*, pp. 117~8. Misra, B. R., *op. cit.*, pp. 124~5. Z. A. C. report, p. 160.

(注13) U. P. Code, vol. 4, p. 366.

(注14) Z. A. C. report, pp. 375~8.

(注15) Jafri, S. N. A., *op. cit.*, pp. 124~6. Misra, B. R., *op. cit.*, p. 134. Z. A. C. report, p. 171.

(注16) Jafri, S. N. A., *Ibid.*, p. 169. Misra, B. R., *Ibid.*, pp. 174~9, 204~5. Z. A. C. report, pp. 162~4.

(注17) Baden-Powell, B. H., *A short account*……, pp. 71~2.

(注18) Gupta, Sulekh, *Agrarian structure in U. P. in the 18th and 19th century*. In "Contributions to Indian economic history", ed. by Jopam Raychoudhuri, Calcutta, 1960, p. 26.

(注19) Jafri, S. N. A., *op. cit.*, pp. 118~9. Misra, B. R., *op. cit.*, pp. 124~5. Z. A. C. report, pp. 164~5.

(注20) Jafri, S. N. A., *Ibid.*, pp. 164~5. Z. A. C. report, pp. 165~7.

(注21) Jafri, S. N. A., *Ibid.*, pp. 173~9. Misra, B. R., *op. cit.*, pp. 125~9. Z. A. C. report, pp. 171~2.

(注22) Z. A. C. report, pp. 170~1.

保有権別保有地面積

(単位：エーカー)

	シール、フトカー ント抵当権者、テ カダールの耕作地	下級所有者、旧所 有小作人、その他 世襲相続権をもつ 小作人	法定小作人とその 相続人(1943~44 年後世襲小作人)	その他非占有小作 人、林地保有者、地 代免除被贈与者等	計
ア ー グ ラ					
1899~1900	6,030,000 (22.2)	9,730,000 (35.9)	...	11,370,000 (41.9)	27,130,000 (100.0)
1926~27	5,790,000 (20.2)	15,650,000 (54.8)	6,010,000 (21.1)	1,140,000 (4.0)	28,590,000 (100.0)
1944~45	6,496,595 (21.9)	13,809,037 (46.6)	8,543,630 (28.8)	781,692 (2.7)	29,621,954 (100.0)
ア ウ ド					
1890~1900	1,120,000 (12.2)	510,000 (5.6)	...	7,550,000 (82.2)	9,180,000 (100.0)
1926~27	1,140,000 (11.6)	640,000 (6.5)	7,040,000 (71.4)	1,030,000 (10.5)	9,850,000 (100.0)
1944~45	1,128,591 (11.2)	689,274 (6.8)	7,759,006 (76.8)	520,030 (5.2)	10,096,000 (100.0)

(注) ()内はパーセンテージ。

(出所) Z. A. C. report, vol. 2.

資 料

1945年土地保有状況

	人 数	計に対する 百 分 率	面 積 (エーカー)	計に対する 百 分 率
I カタウニ第1部				
1. シール	1,536,727	7.1	4,258,078	10.3
2. フトカーシト	1,292,227	6.0	3,096,905	7.5
3. テカダール、抵当権者耕作	135,006	0.6	259,383	0.6
4. 永代保有権所持者	831	...	1,912	...
5. 固定地代率小作人	467,921	2.2	710,817	1.7
6. アウドの特別条件小作人	2,569	...	8,019	...
7. 旧所有小作人	396,183	1.8	821,981	2.0
8. 占有小作人	6,038,361	28.0	12,432,563	30.1
9. 世襲小作人	7,049,717	32.7	16,340,541	39.5
10. 非占有小作人	228,547	1.1	235,433	0.6
11. 地主の許可を得ない占有者	2,424,381	11.2	1,399,478	3.4
12. 地代免除被贈与者	535,132	2.5	355,243	0.9
13. 割引地代率被贈与者	3,277	...	10,031	...
14. 林地保有者	1,204,638	5.6	702,029	1.7
15. 副所有者、下級所有者	241,100	1.2	697,027	1.7
計	21,556,617	100.0	41,329,440	100.0
II カタウニ第2部				
1. 永代保有権所持者の小作人	675	...	514	...
2. 地代免除・割引地代率被贈与者の小作人	1,186,075	28.8	1,067,084	29.2
3. シール、フトカーシトの小作人	184,939	4.5	134,938	3.7
4. 1939年連合州小作法第252条の借地人	1,132	...	1,003	...
5. 又小作人	1,593,718	38.7	1,612,274	44.0
6. 地主の許可を得ない占有者	1,154,904	28.0	846,630	23.1
計	4,121,443	100.0	3,662,443	100.0

(注) この統計はアルモラ、ガルフワーフおよびナイニタールの丘陵地帯を除くものである。
(出所) Z. A. C. report, vol. 2.

FORMER CLASSES OF LAND TENURE AND THEIR TRANSFORMATION INTO PRESENT CLASSES

- | | | | | |
|---|---|-----------|---|--|
| 1. Landlord, e. g., the proprietor of a <i>mahal</i> , or of a share, or of apesified plot therein. | } | BHUMIDARS | | |
| 2. Under-proprietor in Avadh. | | | | |
| 3. Sub-proprietor in Agra. | | | | |
| 4. <i>Thekadar</i> . | | | | |
| 5. Mortgagee-in-possession of proprietary rights. | | | | |
| 6. Permanent lessees in Avadh. | | | | |
| 7. Permanent-tenure holder. | | | | |
| 8. Fixed-rate tenant. | | | | |
| 9. Rent-free grantee. | | | | |
| 10. Occupancy tenant. | | | | |
| 11. Hereditary tenant. | | | | |
| 12. Tenant on <i>Patta Dawami</i> or <i>Istamrari</i> . | | | } | possessing the right to transfer
the holding by sale. |
| 13. Grove holder. | | | | |
| 14. Tenant holding on special terms in Avadh. | } | SIRDARS | | |
| 15. Ex-proprietor tenant. | | | | |
| 16. Occupancy tenant. | | | | |
| 17. Grantee at favourable rate of rent. | | | | |
| 18. Non-occupancy tenant of tea estates, Sub-sec. (5), Sec. 30 of the U.P. Tenancy Act of 1939. | | | | |
| 19. Sub-tenant, Sub-sec. (4), Sec. 47 of the U. P. Tenancy Act of 1939. | | | | |
| 20. Non-occupancy tenant of an intermediary's grove land. | | | | |
| 21. Sub-tenant of grove land. | | | | |
| 22. Tenant's mortgagee. | | | | |
| 23. Non-occupancy tenant of land declared by Govt. as earmarked for <i>taungya</i> plantation. | | | } | ASAMIS |
| 24. Non-occupancy tenant of pasture land or of land covered by water and used for the purpose of growing <i>singnara</i> , etc. | | | | |
| 25. Tenant of land which the Govt. has by notification in the Gazette declared to be part of shifting or unstable cultivation. | | | | |
| 26. Tenant of <i>sir</i> land. | } | ADHIVASIS | | |
| 27. Sub-tenant. | | | | |
| 28. Occupant of land other than the three classes above mentioned. | | | | |

(アジア経済研究所海外派遣員 多田博一 在ラクノウ一)